

令和 6 年度第 4 回議会改革推進会議

1 日 時 令和 6 年 12 月 13 日（金） 午前 10 時 59 分開会
午前 11 時 23 分閉会

2 場 所 議事堂第 3 委員会室

3 出席者 委員長 井上 学

委 員 武田慎一、永森直人、川島 国、藤井大輔、
瀬川侑希、澤崎 豊、庄司昌弘、井加田まり、
火爪弘子、佐藤則寿

I T 活用検討委員会委員長 大門良輔

4 協議の経過概要

井上委員長 ただいまから令和 6 年度第 4 回目になりますが、議会
改革推進会議を開会いたします。

皆様方には、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがと
うございます。

時間になりましたので始めさせていただきます。

本日も I T 活用検討委員会の大門委員長に出席いただいております。
よろしく願いいたします。

それでは協議に入ります。

協議事項の 1 番、危機管理対応マニュアルの改正最終案及び運用
についてでございます。

前回の会議で皆さんから出していただいた御意見を踏まえまし
て、今回は最終改正案とその運用方法について提示するというも
のでございます。

事務局から説明をお願いします。

事務局（山本総務課課長補佐） それでは、御説明申し上げます。

会議資料の資料 1－1 と 1－2 が該当となりますが、まずは資
料 1－1 でございます。マニュアルの本体でございますけれども、
これにつきましては、前回、委員から御意見を頂きましたところ

で、マニュアルで言うと3ページ、データでは18分の4になりますけど、黄色く見え消しといたしますか、変わっているところが今回の改正点になります。

前回は個別名称、いわゆるLINEといった表記はいかなものかという御指摘を頂きまして、3の(1)の安否情報等の連絡につきまして「LINE」と記載していたところを「SNS」、下の(2)のところに「スマートディスカッション」と書いていたんですが、それを「ペーパーレス会議システム」という表記に修正させていただきます。

1-1につきましては以上が修正点となります。

資料1-2が運用になります。データで言いますと10ページ、18分の10にあります危機管理対応に係る連絡複線化の運用について(案)でお示ししております。

先生方からの安否確認につきましては、マニュアル本体のほうにありました議員安否確認メールという震度5以上で自動発信されるメーリングがあるんですけれども、それにまずお答えいただくということを第一義にしたいと考えております。

ただ、今回の能登半島地震の際に回答いただけなかった先生方には、電話で確認するといった対応ですとか、その後のアンケートで、メールはなかなか通常は見ないけれども、LINEとかのSNSを使ってそういう連絡があるといいなというお声なども頂いておるところです。

そこで、まず、改良への第一歩ということで、LINEでグループをつくったもので、後押しをしていただくような案を2つ目の丸でお示ししております。

ある意味一番大きなマスを占められます自民党さんに既存のLINEグループがあると聞いておりますのと、実際、震災等が起きた場合には、事務局と正副議長さんの間での情報のやり取りも当然出てくるということから、正副議長さんを中心として、会派

内の先生方にLINE等を使いまして、議会の事務局からの安否確認メールに回答するようにと、後押しをしていただくような形で第一歩目の複線化の運用案として御提案したいと考えておるものでございます。

事務局につきましては、今、Teamsで事務局職員はほぼやり取りができますので、そういった形でお示ししております。

私からの説明は以上でございます。

井上委員長 それでは、ただいまの説明に対しまして各会派から御意見、御質問があればお願いいたします。

自民党さん。

永森委員 特に意見はありません。

井上委員長 新令和会さん。

澤崎委員 ありません。

井上委員長 立憲民主党さん。

井加田委員 ないんですけれども、LINEとかだとあまり使われない方もいらっしゃるようなので。

永森委員 うちももちろんおられます。だからこそ複線化だと思っています。

井上委員長 複線化、バックアップみたいなものですからね。

日本共産党さん。

火爪委員 遅れてきて申し訳ありません。

メーリングリストの御説明があったんですけど、これは大人数の会派で持っているメーリングリストを使う、議長まで事務局とのメーリングリストを使う、私たちはどこかに入れてもらえるんでしょうか。

さっきの説明は全議員のグループLINEをつくるということではないということですか。

井上委員長 事務局、お願いいたします。

事務局（山本総務課課長補佐） 今の点につきまして、先ほど第一歩

目と言いましたのはそういったところも正直ございまして、1つは、先ほどもちょっと申し上げたんですけれども、全ての先生方には議員安否確認メールというものが、火爪委員には訓練のときにも元日にも御回答いただいておりますかと思うんですが、それがまずは本当に1段目といいますか、基本のものということになります。

次の2段目の複線化というところで、今、火爪委員が言われたような、確かに40人のものも考えなくはなかったんですが、やはり完全にまだ使い切れない、どう言えば適切か分かりませんが、そういったこともありまして、まずは一番大きなマスを占めるところでLINEのグループがあるとお聞きしたものですから、そこで背中を押していただいて、どうしても電話をすとか、二次的な作業が要るところを絞らせていただきたいということでやっています。

例えば、今、事務局ではTeamsとかチャットを使ってという話も先ほどしたんですが、先生方の間でもそういった全員が使えるようなツールというか、システムみたいなものが将来的にできれば、本当の意味での複線化と言ったらちょっと言葉が適切じゃないかもしれませんが、次段階としてはそういうことも当然考えていきたいと思っています。

火爪委員　すぐに次段階が来るんじゃないかと思うんですけど、多数会派はそれはそれで独自でやっていただいて。1人会派の代表をどこかのリストの中に加えていただければ、少なくとも二、三本の筋で、基本の議員安否確認メールは前提なんですけど、複線化の中にも何本かを使えば全議員を網羅できるようなものをつくっておいていただくと安心なのかなと思うので、ぜひ御検討いただければと思います。

井上委員長　分かりました。

公明党さん。

佐藤委員 基本的に先ほどの説明でよく分かりました。

一応、今の火爪委員の確認ですけれども、「各会派の代表など」とありますので、これは当然 1 人会派の私どもも入っているという認識です。

あとは、今おっしゃったようにバックアップ的には、例えば委員会の L I N E グループとかもありますので、そういったところもバックアップのバックアップで。ただ、事務局が言われるのは、メインはメールで返信をしてくださいということを促すという認識だったと思います。

私も、1 月 1 日にはいろんなところからそういった安否確認が入ってきていまして、意味が分からなくて返信していなくて。多分ここは大分遅くなったような気がしますので、そういった意味もあって再確認ということだと思いますので、この点については賛成です。

井上委員長 ありがとうございます。

要するに、自民党の返信が悪かったということなんですよ。1 人会派の皆さんはちゃんと返信されていて、自民党の返信がちょっと悪かったということで、せっかく L I N E グループがあるのならそれを使って、メールに返信してくださいねという L I N E を入れるということなんです。それは議長、副議長から入れればどうかという案なんですね。

今、火爪委員が言われた 1 人会派の皆さんに連絡する手法は、それはそれで、電話とか、L I N E を使わなくてもいろんな手法が考えられますし、そのようにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この案のとおり改正するということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

井上委員長 それでは、そのように改正したいと思います。

次に行きます。

協議事項の２番目、富山県議会会議規則の一部改正についてでございます。

前回会議で概要説明のあった全国都道府県議会議長会からの標準規則の改正通知を踏まえ検討し、今回改正案を提示するものであります。

事務局から説明をお願いします。

事務局（青山議事課長） それでは、資料の11ページをお願いいたします。

まず会議規則の一部改正ということで、ただいまお話がありましたとおり、標準都道府県議会会議規則が改正されまして、それに伴う本県議会会議規則の所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、欠席事由に「看護」及び「配偶者の出産」を追加するもの、議場には傍聴席を含まないということでそれに伴う改正の３点でございます。

真ん中の表の右側、対応案ということで、まず「看護」の追加につきましては、既に改正済みでございます。

２番目の「配偶者の出産」の追加につきましては、標準会議規則に準じ改正したいと思っております。

３点目につきましても、標準会議規則に準じ改正したいと思っております。

具体的な内容は、２の会議規則の改正案を御覧ください。

第２条の「出産」の後に「(配偶者の出産を含む。)」を加える改正と、第101条の「議場」となっているところを「議場及び傍聴席」という記載に変更するというものでございます。

今後の予定につきましては、この会議で御了承いただいた後、議会運営委員会で取扱いを協議の上、２月定例会に議員提案という形で進めていきたいと思っております。

説明は以上でございます。

井上委員長　ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、御意見、御質問、これは順番にじゃなくて、どなたからでも御質問等あればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

井上委員長　ありませんね。

それでは、会議規則の一部改正案につきましてはこのとおりでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

井上委員長　今ほど説明がありましたとおり、今後、議会運営委員会に改正案を付議しまして、了承を得て、2月定例会に議案として提案したいと思います。よろしく申し上げます。

次に、協議事項の3番であります。富山県議会傍聴規則の一部改正についてでございます。

こちらでも会議規則同様、全国都道府県議会議長会からの標準規則の改正通知を踏まえて検討し、今回改正案を提示するものであります。

事務局から説明をお願いします。

事務局（青山議事課長）　それでは、資料3、12ページをお願いいたします。

これにつきましては、標準都道府県議会傍聴規則の改正が10月24日に行われましたことに伴いまして、対応を行うものでございます。

改正の内容につきましては、まず1の（1）「傍聴席に入ることができない者」の内容整理と、もう一つは「傍聴人の守るべき事項」の内容整理という2つの観点でございます。

まず、「傍聴席に入ることができない者」の内容整理でございますが、これまで個別具体的に細かに規定されたものを包括的な規定に見直すとされております。

2番目の「傍聴人の守るべき事項」の内容整理につきましても、

これまで個別具体的な規定が細々とあったんですけれども、それを包括的な規定に見直すとしたものでございます。

資料の次のページ、13ページを見ていただきたいと思います。

具体的に内容を見ていただきますと、第12条につきましては、今まで第1号から第9号まで9項目あったものを5項目に整理するというものでございます。現行規定の第12条の第4項につきましては、富山県の傍聴規則に今のところございませんので、この削除に関しては取扱いはないということになります。

第13条の「傍聴人の守るべき事項」につきましては、今まで第1号から第8号まで8項目あったものを5項目にまとめるというものでございます。その中に携帯電話の使用に関する規定も入るという形になっております。これに準じた形で富山県議会の傍聴規則も改正したいと思っております。

14ページ以降の新旧対照表で御確認いただきたいと思います。

基本は、標準傍聴規則に準じた改正ということになっております。若干違う点がございまして、その点を簡単に説明させていただきます。

まず、14ページの本県議会の規定ですけれども、第7条第1号、ここは標準規則上は「銃器」となっておりますが、本県はこれまで「凶器等」という表現となっております。ここは現行どおりそのまま進めていきたいと思っております。

15ページ、16ページと続きますが、特に本県独自のものはございません。16ページの8条の第3号は、先ほど申しましたように、携帯電話等の音を発するものについては「音を発しないようにすること」と記載させていただいております。あとは標準規則に準じた形で改正するという形になっております。

今後の改正スケジュールですが、12ページに戻っていただきたいと思いますけれども、本日の会議で御了承いただきますと、その後、議会運営委員会で改正案を付議いたしまして、そこで御了承いた

できれば、議長決裁の後、公布するという形で進めていきたいと思っております。

説明は以上でございます。

井上委員長　ありがとうございます。

それでは、この傍聴規則について何か御意見、御質問あればお受けしたいと思います。

どなたからでもお願いします。

庄司委員。

庄司委員　13ページの現行規則の4番目にラジオ、拡声器、無線機、写真機とかも入っていますが、これが右側の改正案では「会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物」というふうに集約されておるんですが、さっきの携帯端末のことも入っておるんですけれども、携帯端末は電話機というよりもはや何でも万能の機械で、皆さん持っておられるので、基本的には携帯して入っていかれるんですよ。持っている人がほとんどだと思うんですよ。どうされるのかなと思って。

初めは規制されておったはずのものが、網がかからないように、皆さん持って入れるようになってしまうんじゃないかなと。

武田委員　着信音に配慮と書いてあった。

庄司委員　着信音はそうなんですけど、でもそのほか写真とかも撮れるようになってしまうので。録音もできるようになっておるから、これ、何かちょっと心配だな。

井上委員長　事務局いいですか。

事務局（青山議事課長）　写真につきましては、基本的には事前に写真を撮りたいという許可願を出していただくという形になっております。

庄司委員　確かにそうなんですけれども、そのもの自体を持ち込むことに、自然と網がかからず持ち込まれることになってしまうんじゃないかなと思うんですけど。

事務局（青山議事課長） 今、この規定上でいきますとそういう形になりまして、携帯電話については、音を出さないようにしてくださいという整理になります。

庄司委員 だからそうすると、写真も撮れるし録音もできるということに。本当は基本的には申請が必要だけど、そういう機械は持ち込めるということになりますよね。

事務局（青山議事課長） そうです。

永森委員 持ち込めるけど、写真を撮るときは許可を取らなきゃいけないというのは変わらないということ。

事務局（青山議事課長） それは変わらないです。

永森委員 持ち込むのは自由だということですよね。

事務局（青山議事課長） そうです。

永森委員 ただ、録音はもともと許可が要らないので。それとも要るんですか。

事務局（青山議事課長） 録音も許可は要ります。

永森委員 許可が要るんですね。じゃ、全部許可取らにゃあかん。けど持ち込みはできると。

庄司委員 持ち込みはできる。基本的には皆さんも持っておられるものなので、どこまで規制できるのかなという、ちょっと疑問が残るんですけど。

井上委員長 どうでしょうか。

永森委員 これはだから規制を緩めたということでしょ？

事務局（青山議事課長） 一応持込みは認めるという形になります。

永森委員 逆に言うと。そういう状況だから認めることになったという意味だと思っているんですけど。

庄司委員 分かりました。

井上委員長 ちょっと緩めた格好になるがやちゃね。だけど、写真を撮ったり録音したりするときは事前の承認を得てねという話になるね。

よろしいですか。

井上委員長 そのほか御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

井上委員長 なければ、この傍聴規則の一部改正案はこのとおりでよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

井上委員長 分かりました。

先ほど説明があったとおり、今後、議会運営委員会に改正案を付議しまして、了承を得て改正したいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、ＩＴ活用検討委員会の取組について大門委員長から報告をお願いいたします。

大門議員 ＩＴ活用検討委員会です。

私のほうからは、11月25日に実施しました地方創生産業委員会のオンライン委員会実施結果について皆さんに御報告をしたいと思います。

18ページの資料４を御覧いただけたらと思います。

実施内容につきましては資料のとおりになっておりますが、オンラインで藤井委員に出席をしていただきまして、ありがとうございます。

当日私も傍聴いたしましたが、おおむね問題なく円滑に議事進行ができたのではないのかなと思っています。

実際にオンラインで出席された藤井委員からは、答弁者の反応や表情が分かりにくい、執行部の音声聞き取りにくいという感想をいただきました。

また、事務局からは、運営面の課題として、タブレットの消費電力が大きく充電しながら利用しなければいけない。また、当委員会の録画中継の際に、オンライン出席者の委員の発言の映像をどのように構成するのか検討する必要があるということが挙げられまし

た。

今申し上げました課題を踏まえまして、来年度以降もまだ実施をしていない委員会のほうで引き続き実証していきたいと考えております。

以上です。

井上委員長　ありがとうございます。

何かＩＴ検討委員会に御質問等ありませんでしょうか。

ありませんね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

井上委員長　それでは最後に、その他としまして次回の会議について申し上げます。

次回の会議は２月定例会前で日程調整をさせていただいて開催することとしまして、今年度の取組状況の確認等をしたいと思っております。

以上で本日の議事は終わりましたが、この際、ほかに何か御意見等はありませんでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

井上委員長　それでは、これをもって令和６年度第４回議会改革推進会議を終了いたします。

ありがとうございました。お疲れさまでした。